

# 静岡県水循環の保全に関する条例(案)の概要

## 1 水源保全地域の指定

知事は、水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域を、「水源保全地域」として指定。

## 2 水源保全地域における事前届出制度

○水源保全地域内で土地取引等や開発行為を行おうとする者は、2月前までに県に届出が必要。

○知事は関係市町長の意見を求め、その意見を勘案し必要な指導を行うことができる。

○知事は必要に応じて報告又は資料の提出を求め、実地調査を行い、無届出者や虚偽の届出者等に勧告、勧告に従わない場合は命令ができ、命令に従わない場合は公表、5万円以下の過料。

(1) 土地取引等に係る届出

①届出の対象 土地売買、土地への権利設定

②届出義務者 現在の土地所有者（土地売買の場合は売主）

③届出の時期 契約締結予定日の2月前まで

④届出事項

ア. 土地売買等の契約者名及び住所 イ. 土地売買等の区域及び面積（公図写、登記簿謄本等を含む）

ウ. 土地売買等の契約予定日 エ. 土地売買等の契約の種類、内容（土地の利用目的を含む）

(2) 開発行為に係る届出

①届出の対象 土石の採取、土地の開墾、建物や工作物の設置、地下水の採取等

②届出義務者 開発行為を行おうとする者

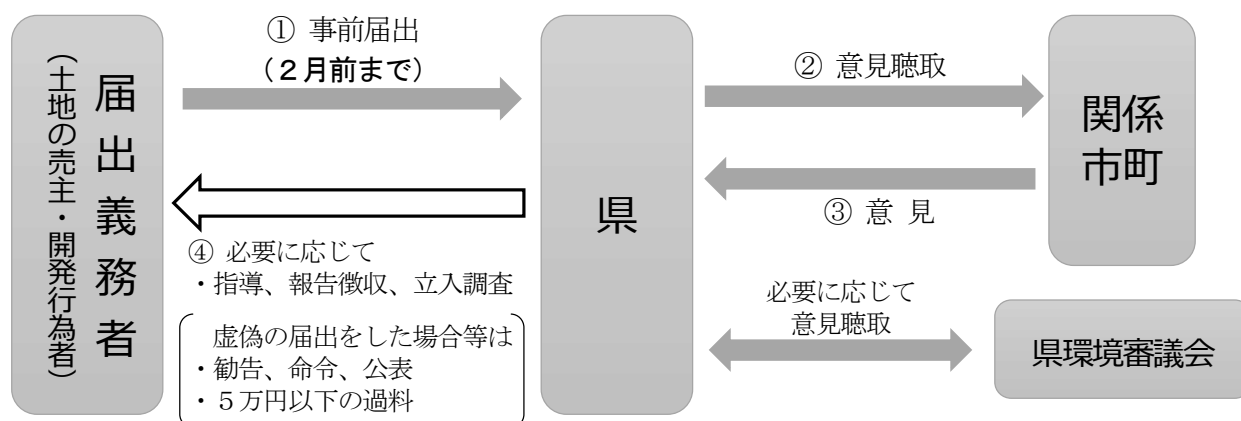
③届出の時期 開発行為の着手予定日の2月前まで

④届出事項

ア. 開発行為者の氏名及び住所 イ. 開発行為の内容（計画図面、工期等を含む）

ウ. 開発行為予定地の区域 エ. 健全な水循環の保全のための措置

### 【届出の流れ】



※施行規則にて、開発行為については、上記2の(2)の④の届出事項(氏名、住所は除く)を一般の縦覧に供する予定

## 3 流域水循環計画の策定

知事は、流域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、必要な流域ごとの水循環計画を定める。